一般社団法人三重県サッカー協会

基本規程《会計処理規定》 第1章 総則

第1条[目 的]

この規定は、一般社団法人三重県サッカー協会(以下、「本協会」という。)における会計処理に関する基本を定めたものであり、財政状態及び正味財産増減のすべての状況を正確かつ迅速に把握し、財政の健全化とともに、この法人の事業活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条〔適用範囲〕

この規定は、本協会の会計業務のすべてについて適用する。

第3条(会計の原則)

本協会の会計は、法令、定款及び本規程の定めによるほか、「公益法人会計基準」(平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会)に準拠して処理されなければならない。

第4条[事業年度]

本協会の事業年度は、定款の定めに従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5条(会計区分)

- 1、会計区分は、法令の要請等により会計区分を設けるものとする。
- 2、事業遂行上、必要な場合は、理事会の決議により特別会計を設けて行うことができる。

第6条〔経理責任者・担当者〕

- 1、本協会の全体経理責任者は専務理事とし、事務局の経理責任者は事務局長、各委員会・支部の経理責任者は、各委員長・支部代表がその任に当たる。
- 2、全体の経理担当者は、事務局員をもってあて、経理責任者の指示に従って会計事務を処理するものとする。

第7条[帳簿書類の保存・処分]

1、会計に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は次のとおりである。

(1)財務諸表永久(2)会計帳簿及び会計伝票10年(3)証憑書類10年(4)その他の書類5年

- 2、前項の保存期間は、決算に関する通常理事会終結の日から起算するものとする。
- 3、帳簿等を焼却その他の処分に付する場合は、事前に経理責任者の指示又は承認によって行う。